

令和3年7月1日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	「かながわランドデザイン 評価報告書2020」について……………	1
II	新型コロナウイルス感染症による農林水産業への影響と支援について ……………	3
III	神奈川県地球温暖化対策計画の見直し及び神奈川県地球温暖化対策推 進条例の改正素案について……………	6
IV	第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画案について…	10
V	県有緑地（歴史的風土特別保存地区）において発生した倒木等事故に 伴う見舞金の支払いについて……………	20

I 「かながわグランドデザイン 評価報告書2020」について

1 趣旨

令和元年7月に策定した「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」に係る取組状況について政策評価を行い、政策運営の改善に資するとともに、その評価結果について県民との情報共有を図るため、「かながわグランドデザイン 評価報告書2020」を作成する。

2 経過

- ・ 令和元年11月開催の総合計画審議会で「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」の進行管理のあり方について審議し、評価方法等について提言
- ・ 令和2年2月、「評価報告書2019」作成方針の策定
- ・ 令和2年4月、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた対策に全庁で注力するため、評価報告書の作成作業を見直し
- ・ 令和3年3月、「評価報告書2020」作成方針の策定（新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた対策に全庁で注力するため、「評価報告書2019」に準じた内容とした。）
- ・ 県の事業部局の報告を基に取りまとめた内容について、総合計画審議会（令和3年6月書面開催）において、「評価報告書2020」として了承

3 内容

- ・ 「評価の概要」に、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応」を記載するとともに、各プロジェクトの評価の冒頭に、それぞれの「新型コロナウイルス感染症の影響」を記載した。
- ・ 県の重点施策を分野横断的にまとめた23のプロジェクトについて、県の事業部局によりK P Iの進捗状況の確認を行った。

【K P Iの進捗状況】

K P Iの進捗状況	該当K P I数
K P Iの進捗率が100%以上	51
K P Iの進捗率が100%未満	76
令和3年5月末までに未把握	24
合計	151

- ・ 総合計画審議会から、進捗状況等に対する評価やプロジェクトを推進する上での課題等の意見を聴取した。

【主な意見】

〈プロジェクト2「医療」〉

さらなる地域医療の推進のために、医療の質的改善とのつながりを意識した医療資源の配分や配置の最適化が必要となる。

〈プロジェクト7「観光」〉

観光立国をめざすには、コロナ禍のような深刻な打撃もあることを念頭に、受入環境の整備において、感染症対策の施策を検討する必要がある。

〈プロジェクト11「安心」〉

コロナ禍の経済・雇用状況の悪化を背景にして、犯罪増加が懸念されることから、引き続き、地域住民、関係機関・団体、事業者、ボランティア団体等と連携した地道な防犯活動が重要になる。

〈プロジェクト17「雇用」〉

コロナ禍において、サテライトオフィスやテレワークの推進に向けた中小企業の支援とともに、デジタル化に対応できる人材育成のための職業訓練の充実などに注力する必要がある。

〈プロジェクト23「都市基盤」〉

情報社会を実現するための情報インフラは、都市基盤と同様に重要なインフラであるため、コロナ禍における情報ネットワークの問題点を検証し、新たな都市基盤である情報インフラの強化を図る必要がある。

4 公表

評価報告書は、令和3年7月上旬から県のホームページで公表するとともに、県政情報センターや地域県政情報コーナーで閲覧できるようにする。

《参考資料1》

かながわランドデザイン評価報告書2020

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症による農林水産業への影響と支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、県内農林水産業への主な影響や支援の内容について報告する。

1 県内の農林水産業への主な影響

(1) 農業

(花き)

- ・ 令和2年3月から5月は、緊急事態宣言等に伴うイベントの中止等により、花き全体で需要が減少し市場価格も下落した。その後持ち直したが、令和3年1月から2月にも緊急事態宣言等の影響を受け、カーネーションなどの切り花の市場価格が下落した。
- ・ 令和3年3月以降は、送別のイベントや母の日などのプレゼントの需要が増加し、市場価格も回復傾向にある。

(野菜)

- ・ 外食需要が減少したが、家庭での消費が増加したため、野菜全般の市場価格は堅調である。冬のダイコンなど、市場価格が下落した品目もあるが、気象状況による豊作の影響が大きいと考えられる。
- ・ イチゴの観光農園は、令和2年、令和3年ともに大きな影響を受け売上は減少したが、販売方法を市場出荷や直売へ切り替えるとともに、他作物への転換を行うことにより、経営の安定化を図った。

(茶)

- ・ 葬儀の返礼需要等が減少したことにより、生産者価格が低下したことから、これまでの販売方法に加え、高級茶葉を使った新たなティーバッグ茶を販売するなどの工夫を行い、消費拡大を図ったものの、平成31年の価格水準には回復していない。

(果樹・米)

- ・ 果樹や米については、需要は堅調であり、直売価格などに影響はなかった。

(2) 畜産業

(牛肉)

- ・ 令和2年3月から、インバウンド需要や外食需要の減少等により、特にA5、A4など等級の高い牛肉を中心に市場価格が大幅に下落した。5月以降に一旦持ち直し、令和3年1月から2月に再度下向くも、3月から4月にかけては平成31年並みで推移している。

(豚肉・鶏卵)

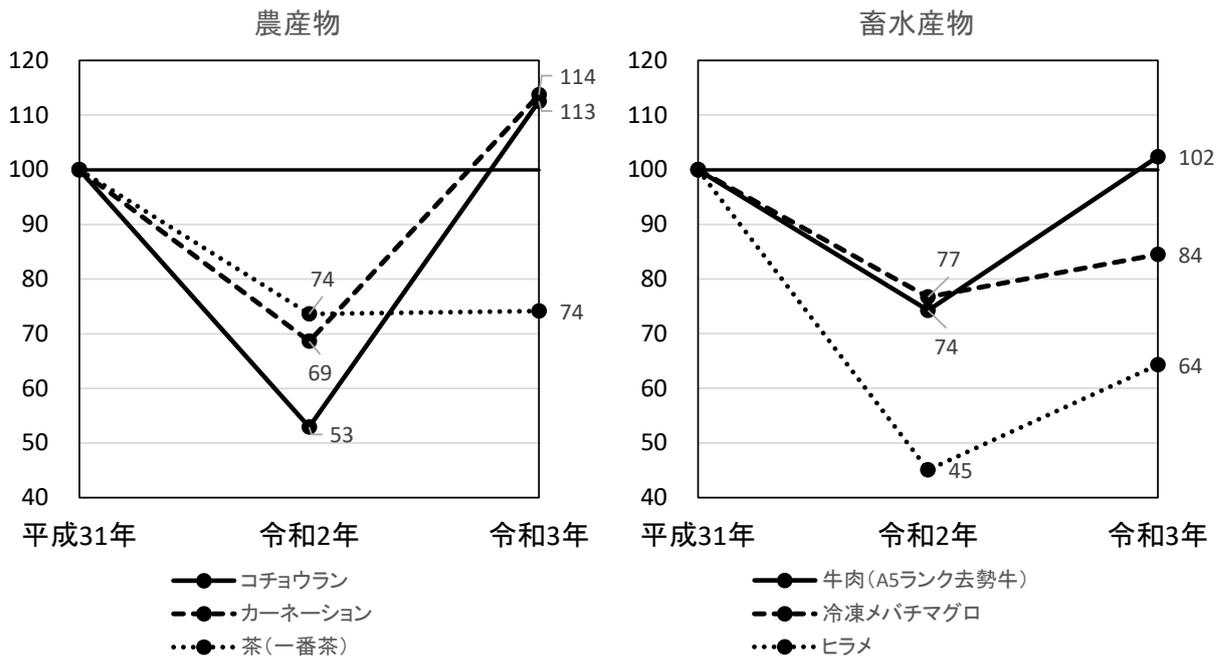
- 豚肉は、家庭内消費の増加などにより市場価格は平成31年並みで推移している。鶏卵は、令和2年に需要の減少により市場価格は低水準で推移したものの、高病原性鳥インフルエンザの影響等で供給量が減少したため、令和3年3月以降は高めに推移している。

(3) 水産業

(マグロ・高級魚)

- 令和2年3月から、インバウンド需要や外食需要の減少等により、マグロやヒラメ、マダイなどの高級魚の市場価格が大幅に下落した。7月以降は回復傾向にあったが、令和3年1月以降は再び下落した。
- 令和3年3月以降は、マグロの取扱量や市場価格は持ち直してきているが、ヒラメの市場価格は好漁の影響もあり、低水準が続いている。

主な農畜水産物の市場価格の推移



※平成31年から令和3年の各年4月の市場価格について、平成31年を100とした場合の比較

※市場価格は各主要市場の価格、茶は(株)農協茶業センターの生産者価格

(4) 林業

- 原木については、山からの出材、取引は通常どおりに行えており、取引価格についても、国産材価格の上昇に伴い若干値上がりしている

るものの、大きな影響は出ていない。

2 県内の農林水産業への支援

(1) 令和2年度の主な支援

- 牛肉や高級魚等の需要喚起のため、国庫補助事業を活用して学校給食へ食材の提供を行った。
- 資金繰りが困難となった農林漁業者に対して、制度資金の無利子化や償還猶予などの特例措置を周知した。
- 国や県の補助金や給付金などの支援制度について、農協や市町村と連携して周知するとともに、県のホームページにおいて情報提供を行った。
- 農林漁業者への普及指導活動の中で、技術的な支援に加えて各種の支援制度について積極的に紹介し、経営継続の支援を行った。
- ネット販売を検討している農林漁業者を対象に、ネットにおける商品プロモーション方法などの研修会を実施した。また、ネット販売を始めた生産者等の販売情報を、かながわ産品情報発信サイト「かなさんの畑」内で発信した。
- 漁業共済、野菜価格安定対策、国の収入保険などの既存のセーフティネットを周知した。

(2) 令和3年度の主な支援

- 制度資金の無利子化や償還猶予などの特例措置の周知を継続する。
- 農林漁業者も対象となる経済産業省の月次支援金など、国や県の補助金や給付金などの支援制度について、引き続き、農協や漁協と連携して周知や活用の支援を行うとともに、県のホームページにおいて情報提供を継続する。
- 農林漁業者への普及指導活動の中で、新たな作物への転換などの技術的な相談対応や、各種支援制度の紹介など、経営支援を継続する。
- ネット販売を行っている生産者等の販売情報の、かながわ産品情報発信サイト「かなさんの畑」内での発信を継続する。
- 漁業共済、野菜価格安定対策、国の収入保険などの既存のセーフティネットへの加入促進を継続する。

Ⅲ 神奈川県地球温暖化対策計画の見直し及び神奈川県地球温暖化対策推進条例の改正素案について

神奈川県地球温暖化対策計画（以下「計画」という。）の見直しについて、令和3年3月の当常任委員会に報告したが、その後、国の動向の変化等により、見直し内容を変更する必要性が生じた。

また、神奈川県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）については、県による「2050年脱炭素社会の実現」の表明等を踏まえ、条例改正を行うこととした。

このたび、計画の見直し方針及び条例の改正素案を取りまとめたので、併せて報告する。

1 見直し等の背景

(1) 国の動向

- 国と地方の協働・共創による、地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、2020（令和2）年12月に「国・地方脱炭素実現会議」が設置され、2021（令和3）年6月に、地域脱炭素の行程と取組例を示す、「地域脱炭素ロードマップ」が公表された。
- 2021（令和3）年4月の気候サミットでは、2030年度の温室効果ガスを2013年度から46%削減（以下「中期目標」という。）することを目指し、さらに50%の高みに向けた挑戦を続けることが表明された。
- 2021（令和3）年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立した。

(2) 改正法の概要

ア 主な改正内容

- (ア) 法の基本理念に「2050年脱炭素社会の実現」が位置付けられた。
- (イ) 地方公共団体実行計画に次の施策目標の設定が義務付けられた。
 - ① 再生可能エネルギーの利用の促進
 - ② 温室効果ガス排出量の削減及び吸収作用の保全・強化（以下「温室効果ガス削減等」という。）の活動の促進
 - ③ 温室効果ガス削減等に資する地域環境の整備・改善
 - ④ 廃棄物等の発生抑制の促進など循環型社会の形成

イ 施行期日

- (ア) 令和3年6月2日
- (イ) 公布日から1年以内*

※ 国は、改正法の施行に向けて、上記①～④の目標設定に係るガイドラインを示す予定としている（時期未定）。

2 計画の見直し

(1) 基本的な考え方

国に先駆けて「2050年脱炭素社会の実現」を表明した県として、改正法の施行や国のガイドラインを待つことなく、国の新たな中期目標等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた姿勢を早期に示す必要がある。

一方、計画については、関係所属が多岐に渡るなか、逼迫する新型コロナウイルス感染症への対応等を図るため、現段階における計画の見直し作業は最小限とする。

(2) 見直しの内容

令和3年度については、次のとおり目標及び施策等を一部改定の上、現行計画の別冊として増補する。

なお、改正法が施行され、国のガイドラインが示された後、令和5年度以降を目途に計画を全面改定する。

ア 目標について

- 国の新たな中期目標を踏まえ、県の中期目標（2030年度の温室効果ガスを2013年度から27%削減）を見直す。県の新たな中期目標については、現段階では、県独自で数値を積算することが困難であるため、当面、暫定的に国の中期目標（46%削減）を県の目標として設定し、国と軌を一にして、脱炭素社会の実現に向けて取り組む。
- 長期的な目標（2050年までに温室効果ガスを80%削減）については、県が既に表明している「2050年脱炭素社会の実現」に置き換える。

イ 施策等について

- （公財）地球環境戦略研究機関（IGES）と共同研究を進めている「（仮称）脱炭素ビジョン」で示す、脱炭素社会の将来像や具体的な取組例等のイメージを計画に記載する。

【参考】（仮称）脱炭素ビジョン

- ・ 未来のいのちを守る「2050年脱炭素社会の実現」に向けて、家庭生活を中心に脱炭素社会の将来像を示し、県民にライフスタイルの変革（脱炭素型ライフスタイルへの転換）を促す。
- ・ この変革が、企業等にも波及していくよう、事業活動の将来像を併せて示すことで、社会全体の変革につなげることを目的とする。

- 既存の施策体系や重点施策（目標値を含む。）は変更せず、再生可能エネルギー利用拡大の取組や、気候変動適応センター等で実施している適応策の取組など、現行計画の前回改定（平成 28 年 10 月）以降、新たに実施継続している事業を最小限で追加する。

なお、重点施策の目標値については、令和 2 年度に 2022（令和 4）年度までの暫定的な目標値を設定済である。

3 条例の改正素案

(1) 改正の趣旨

県による「2050年脱炭素社会の実現」の表明や、改正法の成立等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた県の姿勢を明確に示すため、条例を改正する。

(2) 改正素案の主な内容

ア 条例の目的の変更（第 1 条）

条例の目的について、「低炭素社会への転換」を「2050年脱炭素社会の実現」に沿った記述に改める。

イ 用語の整理（第 2 条ほか）

条文中の「温室効果ガスの排出の抑制」を「温室効果ガスの排出の量の削減」に改める。

ウ 条項の整理（第 8 条）

法改正に伴い、引用条項の整理を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年 8 月	環境審議会で計画改定素案を審議
9 月	環境農政常任委員会へ計画改定素案を報告
10 月	計画改定素案について県民意見募集 市町村への意見照会
11 月	条例改正案を提出
12 月	環境審議会で計画改定案を審議、答申
令和 4 年 1 月	改正条例の公布及び施行
2 月	環境農政常任委員会へ計画改定案を報告
3 月	計画改定

【参考】神奈川県地球温暖化対策推進条例（現行）

（目的）

第1条 この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること、また、地球温暖化の影響が既に現れていることに鑑み、神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号）の本旨を達成するため、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）（略）

（2）地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための取組をいう。

（3）～（5）（略）

（県の施策等の企画等に当たっての配慮）

第8条 県は、法第21条第4項に定めるもののほか、地球温暖化に影響を及ぼすと認められる施策及び事業の企画及び実施に当たっては、地球温暖化の防止について配慮するものとする。

IV 第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画案について

現行の第3期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」（以下「実行計画」という。）が令和3年度末に終了することから、次期実行計画の策定に取り組んでおり、素案について令和3年3月の当常任委員会に報告した。このたび、素案に対する県民意見募集等を行い、第4期実行計画案を取りまとめたので報告する。

1 経緯

県では、水源環境の総合的な保全・再生を図るため、平成17年11月に策定した「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」（以下「施策大綱」という。）及び実行計画に基づき、平成19年度から、個人県民税の超過課税等を財源として、充実・強化して取り組む特別対策事業を推進しているが、第3期実行計画は、令和3年度末に終了することから、次期実行計画を策定することとしている。

令和2年6月に水源環境保全・再生かながわ県民会議から『次期（第4期）「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に関する意見書』が県へ提出され、同年12月に骨子案について県民意見募集や市町村への意見照会等を行い、令和3年3月から素案について県民意見募集を行うとともに、同年4月から自治基本条例に基づく市町村協議を行った。このたび、県民意見募集等の結果を踏まえ、計画案として取りまとめた。

2 素案に対する県民意見募集等の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間 令和3年3月26日～4月25日

イ 意見募集の周知

- ・ 記者発表
- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、水源環境保全課等
- ・ 県のホームページによる情報提供

ウ 実施結果

- ・ 寄せられた意見の件数 18件
- ・ 意見の内訳

内 容	件 数
(ア) 特別対策事業の内容修正・追加・削除について	16件
(イ) 記載内容の見直しについて	1件
(ウ) 制度設計、交付金要綱等について	0件
(エ) その他	1件
合 計	18件

- 意見の反映状況

内 容	件 数
(ア) 計画案に反映した意見	10件
(イ) 意見の趣旨が既に素案に反映している意見	2件
(ウ) 今後の参考とする意見	3件
(エ) 計画案に反映できない意見	3件
(オ) その他	0件
合 計	18件

(2) 自治基本条例に基づく市町村との協議

市町村に関わる県の政策のうち、特に重要な政策について、県の政策決定のプロセスに市町村の意見を反映させるために実施した。

ア 文書協議期間

令和3年4月9日～4月28日

イ 県の見解の通知

令和3年5月18日

ウ 協議終了の通知

令和3年6月1日

エ 実施結果

- 寄せられた意見の件数 8件
- 意見の内訳

内 容	件 数
(ア) 特別対策事業の内容修正・追加・削除について	4件
(イ) 記載内容の見直しについて	0件
(ウ) 制度設計、交付金要綱等について	0件
(エ) その他	4件
合 計	8件

- 意見の反映状況

内 容	件 数
(ア) 計画案に反映した意見	0件
(イ) 意見の趣旨が既に素案に反映している意見	1件
(ウ) 今後の参考とする意見	6件
(エ) 計画案に反映できない意見	1件
(オ) その他	0件
合 計	8件

(3) 寄せられた主な意見の反映状況

ア 計画案に反映した意見

- ・ 「新規事業：シカ捕獲実施者への奨励金交付」について、市町村にどのような基準で奨励金を交付するのかを県民にもわかるように具体的に記載してほしい。曖昧なままでは、農地で有害駆除されたシカなどにも奨励金が支払われることにならないかと危惧する。
- ・ 「今後予想される自然災害を踏まえ、林地保全対策を強化する必要がある」のくだりは、「今後」のことなので「踏まえ」はなじまないのではないか。「見据え」等に言い換えるなど検討いただきたい。

イ 意見の趣旨が既に素案に反映している意見

- ・ 自然災害は水源の森林エリア・地域水源エリアの区別なく県下全域の森林で起こりうる課題でもあるため、地域水源エリアにおいても、土壌保全対策を積極的に推し進めるような仕組みを盛り込むことを検討されたい。

ウ 今後の参考とする意見

- ・ 例えば今問題になっているマイクロプラスチックについて、最新の知見を反映して水源の水質への影響や、発生源対策を行うため、必要な研究を行うなど、継続事業のみにとらわれず新たな視点からも計画作成を検討すべきである。
- ・ 本当に県民の意見を聞く気があるなら、県庁広報Twitter等を活用するなどして、意見を募集していることをもっと広く伝えるべきだったのではないか。意見募集していたことを、ほとんどの県民が知らないのでは。そもそも水源税を県民が払っていることも、ほとんどの県民は知らないのではないかと思う。
- ・ 計画目的である良質な水の安定的確保のため、施策大綱期間終了後においても引き続き財源措置を図っていただくよう要望する。

エ 計画案に反映できない意見

- ・ 森林資源の利用とは結局林業ではないのか。それなら一般会計で行うべきである。林業と公益的機能のための森林づくりをしっかりと区別してほしい。

3 計画案の概要

(1) 計画の基本事項

- ア 計画の目的 将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水の恵みの源泉である水源環境を保全・再生するための特別の対策を推進する。
- イ 計画期間 令和4年度～令和8年度（2022～2026年度）までの5年間
- ウ 対象事業 主として、水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組

エ 対象地域 主として、ダム集水域を中心とする県内水源保全地域及び相模川水系県外上流域

(2) 新規必要額

第4期実行計画の事業費は、5年間で318億9,900万円、単年度平均で63億7,900万円、うち新規必要額（水源環境保全税を活用し、充実・強化して取り組む特別対策の事業費）として、5年間で219億5,300万円、単年度平均で43億9,000万円を見込む。

(3) 素案からの主な変更箇所

ア 「9. 相模川水系上流域対策の推進」について、山梨県との共同事業として実施する第4期実行計画5年間の森林整備の目標面積と事業費を記載した。

イ 「第3期計画までの事業執行見込み」に令和2年度実績と令和3年度計画を追加した。

ウ 「5年間に取り組む事業の全体像」や「第4期計画（案）のとりまとめ経過」等を追加した。

エ 県議会での議論や県民意見等を踏まえ、記載内容の見直しを行った。

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年9月	県税条例改正案を提出
11月	計画策定、県民への周知等
令和4年4月	第4期実行計画実施

《参考資料2》

第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（案）

第4期実行計画案の構成内容

項目	内容
はじめに	○これまでの経緯 ○第4期計画(案)の構成
第1章 5年間の取組の 進め方	1 水源環境保全・再生の取組の基本認識 (1) 水源環境保全・再生施策の位置付け (2) 水源環境の保全・再生に向けた施策の取組主体 2 計画の基本事項 (1) 計画の目的 (2) 計画期間 (3) 対象事業と対象地域
第2章 水源環境の保 全・再生に向けた 特別の対策	1 第1期から第3期計画の成果と課題、第4期計画における特別の対策 (1) これまでの取組の成果と課題 (2) 県民会議による総合評価と意見 (3) 第4期計画の考え方 (4) まとめ 2 第4期計画における特別の対策事業の内容 ○特別対策事業の体系図 ○11の特別対策事業 対象地域、ねらい、目標、事業主体、事業内容、事業費、対象地域図、第3期計画までの成果と課題、第3期計画までの事業執行見込み
第3章 事業費と財源措 置	1 第4期計画の事業費及び新規必要額 2 水源環境保全・再生に向けた特別対策の財源措置の考え方
参 考	1 5年間に取り組む事業の全体像 2 次期(第4期)「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に関する意見書 3 第4期計画(案)のとりまとめ経過

第4期実行計画案の特別対策事業

第4期実行計画案	
1	<p>水源の森林づくり事業の推進</p> <p>良質で安定的な水を将来にわたり確保するため、水源の森林エリア内の荒廃が懸念される私有林の状況に応じた適切な管理、整備を進めることで、水源かん養など森林の持つ公益的機能を向上させ、「豊かで活力ある森林」を持続させる。</p> <p>① 水源林の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・確保面積 第4期計画 3,400ha (20年間の目標 25,800ha) <p>② 水源林の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・整備面積 第4期計画 14,500ha (20年間の目標 54,000ha) <p>③ かながわ森林塾の実施 新規就労者の育成 50人</p> <p><第4期計画の5年間計 12,731百万円 (単年度平均額 2,547百万円) ></p> <p><うち新規必要額 6,231百万円 (単年度平均額 1,247百万円) ></p>
2	<p>丹沢大山の保全・再生対策</p> <p>水源の保全上重要な丹沢大山を中心として、シカ管理による林床植生の衰退防止や衰退しつつあるブナ林等の再生に取り組むことで、森林土壌の保全や生物多様性の保全などの公益的機能の高い森林づくりを目指す。</p> <p>① 中高標高域におけるシカ管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・管理捕獲実施箇所 延べ150箇所 (30箇所/年)・新 シカ捕獲実施者への奨励金交付 <p>水源保全地域内で県による捕獲が及んでいない箇所で、市町村が行うシカ捕獲に対し、捕獲頭数に応じた奨励金を交付</p> <p>② ブナ林等の再生</p> <p>③ 県民連携・協働事業</p> <p><第4期計画の5年間計 1,546百万円 (単年度平均額 309百万円) ></p> <p><うち新規必要額 1,546百万円 (単年度平均額 309百万円) ></p>

3 土壌保全対策の推進

台風災害により発生した森林の崩壊地等において、これまでの土壌保全対策に加えて土木的工法も導入し、水源かん養機能の発揮に重要な役割を果たす森林の土壌保全対策の強化を図る。

- ① 水源林の基盤の整備（箇所数の増） 箇所数 80箇所
- ② 中高標高域の自然林の土壌保全対策の実施 面積 47ha
- ③ 高標高域の人工林の土壌保全対策の実施 面積 70ha

＜第4期計画の5年間計 1,826百万円（単年度平均額 365百万円）＞

＜うち新規必要額 1,826百万円（単年度平均額 365百万円）＞

4 間伐材の搬出促進

間伐材の搬出を支援し、有効利用を図ることで、森林所有者自らが行う森林整備を促進し、水源かん養など公益的機能の高い良好な森林づくりを進める。

また、併せて、間伐材等の森林資源を有効利用することにより、民間主体の持続的・自立的な森林管理の確立を目指す。

- ① 間伐材の搬出支援 事業量の増 130,000 m³ (26,000 m³/年)
- ② 生産指導活動の推進 事業量 50箇所

効率的な搬出方法やICTなどを活用した生産効率の向上等の生産指導を支援

＜第4期計画の5年間計 1,411百万円（単年度平均額 282百万円）＞

＜うち新規必要額 1,411百万円（単年度平均額 282百万円）＞

5 地域水源林整備の支援

荒廃が懸念される地域水源林において、市町村が主体的に取り組む森林整備などを推進することで、水源かん養など森林の持つ公益的機能を向上させる。

- ① 市町村が実施する私有林の確保・整備
 - ・確保面積 575ha (20年間の目標の見直し 3,500ha)
 - ・整備面積 1,350ha
- ② 市町村有林の整備 整備面積 380ha
- ③ 森林所有者が実施する間伐の促進（県） 整備面積 50ha
(20年間の目標の見直し 700ha)

＜第4期計画の5年間計 3,333百万円（単年度平均額 667百万円）＞

＜うち新規必要額 3,333百万円（単年度平均額 667百万円）＞

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

水源として利用している河川において、生態系による自然浄化や水循環の機能を高めることで、水源水質の維持・向上を目指す。

- ① 生態系に配慮した河川・水路の整備 工事箇所数の減 5箇所
- ② 効果的な河川・水路の整備についての事例集作成

〈第4期計画の5年間計 947百万円（単年度平均額 189百万円）〉
〈うち新規必要額 947百万円（単年度平均額 189百万円）〉

7 地下水保全対策の推進

地下水（伏流水、湧水を含む）を主要な水道水源として利用している地域において、それぞれの地域特性に応じて市町村が主体的に行う地下水かん養や水質保全等の取組を促進し、良質で安定的な地域水源の確保を図る。

- ① 地下水保全計画の策定
- ② 地下水かん養対策
- ③ 地下水汚染対策
- ④ 地下水モニタリング

〈第4期計画の5年間計 577百万円（単年度平均額 115百万円）〉
〈うち新規必要額 577百万円（単年度平均額 115百万円）〉

8 生活排水処理施設の整備促進

富栄養化の状態にあるダム湖への生活排水（窒素・リン）の流入や相模川水系・酒匂川水系への未処理の生活排水の流入を抑制することにより、県内水源保全地域の生活排水対策を総合的に推進し、水源環境の負荷軽減を図る。

- ① 公共下水道の整備促進
- ② 一般家庭等の高度処理型合併処理浄化槽の整備促進
- ③ 事業所等の高度処理型合併処理浄化槽の整備促進
- ④ 一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進

目標： 県内水源保全地域の生活排水処理率 97.6%
うちダム集水域の生活排水処理率 83.8%

〈第4期計画の5年間計 8,008百万円（単年度平均額 1,601百万円）〉
〈うち新規必要額 4,562百万円（単年度平均額 912百万円）〉

9 相模川水系上流域対策の推進

相模川水系全体の流域環境保全に向け、山梨県との共同事業により、県外上流域における水源環境の保全・再生を図る。

① 森林整備

- ・ 荒廃森林再生事業 整備面積 670ha
- ・ 広葉樹の森づくり推進事業 整備面積 5ha

② 生活排水対策

- ・ 桂川清流センター（下水処理施設）において、リン削減効果のある凝集剤による排水処理を実施 放流水の目標全リン濃度 0.6mg/ℓ
- 〈第4期計画の5年間計 217百万円（単年度平均額 43百万円）〉
〈うち新規必要額 217百万円（単年度平均額 43百万円）〉

10 水環境モニタリングの実施

「順応的管理」の考え方にに基づき、事業実施と並行して、水環境全般にわたるモニタリング調査を実施し、事業の効果と影響を把握しながら評価と見直しを行うことで、柔軟な施策の推進を図る。

- ① 森林のモニタリング調査
- ② 河川のモニタリング調査
- ③ 情報提供
- ④ 酒匂川水系上流域の現状把握

〈第4期計画の5年間計 1,095百万円（単年度平均額 219百万円）〉
〈うち新規必要額 1,095百万円（単年度平均額 219百万円）〉

11 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み

水源環境保全・再生施策について、計画、実施、評価、見直しの各段階に県民意見を反映させ、県民が主体的に事業に参加し、県民の意志を基盤とした施策の展開を図る。

- ① 「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の運営等
水源環境保全・再生施策の総合的評価の一つとして経済評価を実施
- ② 市民事業等の支援

〈第4期計画の5年間計 208百万円（単年度平均額 42百万円）〉
〈うち新規必要額 208百万円（単年度平均額 42百万円）〉

事業費合計

〈第4期計画の5年間計 31,899百万円（単年度平均額 6,379百万円）〉
〈うち新規必要額 21,953百万円（単年度平均額 4,390百万円）〉

第4期実行計画案の事業費

単位：百万円（5年間計）

事業名	第3期計画		第4期計画	
	事業費	うち新規 必要額	事業費	うち新規 必要額
1 水源の森林づくり事業の推進	12,875 (2,575)	6,244 (1,249)	12,731 (2,547)	6,231 (1,247)
2 丹沢大山の保全・再生対策	1,252 (250)	1,252 (250)	1,546 (309)	1,546 (309)
3 土壌保全対策の推進	1,310 (262)	1,310 (262)	1,826 (365)	1,826 (365)
4 間伐材の搬出促進	1,550 (310)	1,550 (310)	1,411 (282)	1,411 (282)
5 地域水源林整備の支援	2,865 (573)	2,865 (573)	3,333 (667)	3,333 (667)
6 河川・水路における自然浄化対策の推進	1,490 (298)	1,490 (298)	947 (189)	947 (189)
7 地下水保全対策の推進	396 (79)	396 (79)	577 (115)	577 (115)
8 生活排水処理施設の整備促進	6,169 (1,234)	3,483 (697)	8,008 (1,601)	4,562 (912)
9 相模川水系上流域対策の推進	190 (38)	190 (38)	217 (43)	217 (43)
10 水環境モニタリングの実施	1,040 (208)	1,040 (208)	1,095 (219)	1,095 (219)
11 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み	230 (46)	230 (46)	208 (42)	208 (42)
合計	29,367 (5,873)	20,050 (4,010)	31,899 (6,379)	21,953 (4,390)

（ ）内は単年度平均

V 県有緑地（歴史的風土特別保存地区）において発生した倒木等事故に伴う見舞金の支払いについて

県有緑地（歴史的風土特別保存地区）からの倒木等により発生した民家等損傷事故に関し、見舞金を支払ったので報告する。

1 事故の概要

(1) 発生日

令和元年9月9日

(2) 発生時の状況

令和元年9月9日未明に三浦半島付近を通過した台風15号の影響により、鎌倉市内の県有緑地（歴史的風土特別保存地区）において倒木や土砂の流出が発生し、近隣の民家等に被害を及ぼした。

(3) 被害状況、見舞金一覧

	箇所	内容	金額
1	鎌倉市二階堂	雨樋破損	48,950円
2	同上	車庫・塀破損	129,000円
3	同上	屋根・バルコニー破損	2,823,139円
4	同上	車・フェンス破損	1,958,082円
5	同上	外壁破損	248,600円
6	同上	屋根排水施設・電灯破損	1,887,800円
7	同上	車破損	1,597,200円
8	鎌倉市西御門	塀破損	152,500円
9	同上	屋根・塀破損	187,000円
10	鎌倉市浄明寺	網戸破損	4,500円
11	同上	フェンス破損	610,500円
12	鎌倉市十二所	車・バイク・庭木損傷	786,547円
13	同上	車・庭器物損壊	246,400円
14	鎌倉市山ノ内	屋根破損	169,785円
合計			10,850,003円

2 見舞金の支払い方法等

(1) 支払い方法

県が加入している賠償責任保険の契約保険会社から全額支払った。

(2) 支払い時期

令和3年3月から6月にかけて全箇所について支払いを行った。

